

空家を解体する費用を補助します！

【対象者】

次のすべてに該当する方になります

- ・空家の所有者又は納税義務者であること
- ※共有の場合は共有者全員の同意を得ていること
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員等ではないこと
- ・市税の滞納がないこと

【対象の空家】

次のすべてに該当する空家になります

- ・個人が所有するもの
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの
- ・面積の半分以上が居住の用に供されていたもの
- ・所有権以外の権利（抵当権等）が登記されていないもの
- ・公共事業等の補償の対象になっていないもの
- ・所有者等による建造物の建替えを目的としていないもの

【対象となる工事】

次のすべてに該当する工事になります

- ・市内の業者が施工するもの
- ・補助金の交付決定前に着手した工事ではないもの
- ・他の制度による補助金等の交付を受けようとする工事ではないもの
- ・一部を解体する工事ではないもの
- ・舗装又は浄化槽等の地下埋設物等の解体工事ではないもの

【補助額】

工事に要する費用の 1/2 の額（上限 20 万円）

※1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨て

【その他】

予算に達した時点で受付終了となります。
詳細等、必ず交付要綱をご確認ください。

【補助手続きの流れ】

工事着工前に申請が必要です。ご注意ください。

①交付申請書類の提出（申請者⇒市）

提出書類

- ・補助金交付申請書
- ・位置図
- ・現況写真
- ・見積書の写し
- ・登記事項証明書

※未登記の場合は固定資産課税台帳登録事項証明書



②交付決定通知の送付（市⇒申請者）



③解体工事の着工、完了（申請者）



④実績報告書類の提出（申請者⇒市）

提出書類

- ・実績報告書
- ・領収書の写し
- ・工事状況写真（工事前及び完了時を含む）

※実績報告は工事完了後 1 か月を経過した日又は 2 月末日のいずれか早い時期までに提出



⑤交付額確定通知の送付（市⇒申請者）



⑥補助金の請求（申請者⇒市）

提出書類

- ・補助金請求書



⑦補助金の交付（市⇒申請者）

【お問い合わせ先】

笛吹市役所 まちづくり整備課 都市整備担当

TEL：055-261-3334